

## 破産手続費用一覧表

名古屋地方裁判所が公表している資料の抜粋

		印紙	申立書	予納郵便切手		破産予納金基準額 (単位：万円)		
破産手続開始申立て	自己破産申立て	1000 円 ただし、免責許可みなし申立ての場合 1500 円	正本 1 通  副本 1 通	管財事件 ※ 1	100 円×15 92 円×20 82 円×25 10 円×20 <u>1 円×30</u> 計 5,620 円 ただし、債権者数及び債務者数が 20 名を超えるごとに各 500 円×3,100 円×5 を追加		法人	個人
					60 万円	40 万円	負債総額 1 億円以上の場合、別表 1 のとおり	
					官報公告費用 (法人 13,197 円、個人 13,834 円) を加算した額を予納する。また、債権者数・否認権行使訴訟の可能性・遠隔地での財団の存在等で管財事務処理に相当の時間と労力を要することが予想されるなどの事由により、加減することがあります。			
			正本 1 通	同時廃止事件	免責許可申立てをする	免責許可申立てをしない	免責許可申立てをする場合  10,584 円	免責許可申立てをしない場合  4,299 円
					82 円×(債権者数×2+10) 10 円×5, ※ 2	500 円×4 10 円×19 <u>2 円×5</u> 計 2,200 円		
免責許可申立て		500 円	正本 1 通	不要 ただし、不足を生ずるおそれのある場合のみ必要 1072 円×2 82 円×(債権者数+10)		債権者申立て	3 万 2400 円+官報公告費用 7015 円	
						自己破産申立て	同時廃止事件 管財事件	自己破産申立てについては、破産申立時の予納金に含まれていません。

\* 「免責許可申立てをする」場合には「免責許可みなし申立て」を含みます。

\* 予納郵便切手及び予納金は最低基準で、事件の内容によって増額することがあります。

\* 切手の金額は、実際に販売されている切手の券種とは異なります。

別表1（負債1億円以上の場合の予納金基準額）

負債総額	法人	個人
1億円以上	80万円	60万円
3億円以上	100万円	70万円
10億円以上	150万円	
30億円以上	300万円	
50億円以上	500万円	
100億円以上	800万円	
300億円以上	1000万円	
500億円以上	1200万円	
1000億円以上	1500万円 以上	

少額予納管財事件の予納金基準額

法人	20万円＋官報公告費用1万3197円
個人	20万円＋官報公告費用1万3834円
* 法人とその代表者が少額予納管財事件を同時に申し立てる場合、予納金は合計30万円（法人20万円，代表者10万円）＋官報公告費用合計額（2万7031円）とする。	